

2011年3月15日

内閣総理大臣

菅 直人様

日本労働組合総連合会

会長 古賀 伸明

東北地方太平洋沖地震への緊急対策についての要請

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後の大津波への対応につきましては、被災地域と被災者に対する政府をあげての昼夜を分かたぬ献身的な取り組みに敬意を表します。

引き続き、行方不明者の捜索、被災者の救援・支援、ライフラインの確保など一刻も早い対応が求められています。また、今回は被害が極めて広域にわたっていることから、地方自治体をまたぐ連携・調整についての国による適切なコーディネート・統括が求められます。

連合としましても、緊急カンパをはじめとする支援活動を構成組織・地方連合会に呼びかけるとともに、災害・復旧ボランティアの派遣などに組織をあげて取り組む決意です。

政府におかれましては下記の通り当面する緊急対策を速やかに講じるよう要請いたします。

記

1. 緊急に対応すべき事項

(1) 被災者・避難者の生活確保

- ・人命救助・緊急医療を最優先した対応
- ・ライフラインや公共交通などの復旧・整備
- ・被災地域における燃料（ガソリン・灯油など）の供給体制の確立
- ・水・食料・医薬品など生活必需物資の供給体制の確立
- ・衛生用品・下着・衣服など生活用品と簡易トイレの供給体制の確立
- ・医療・介護体制の立て直しと援助、心のケア体制の整備
- ・生活資金の円滑な供給体制の確立（給付・貸付など）
- ・仮設住宅の供給可能量・建設可能地の把握、利用可能な賃貸住宅・公営住宅の空き家の把握、仮設住宅の速やかな設営

(2) 国民への情報開示

- ・原発事故の現状についての正確な状況把握、迅速な対応、国民への情報開示
- ・計画停電についての情報開示と混乱回避

2. 政府予算の速やかな執行

- ・2011年度予算及び関連法案の早期成立
- ・災害対応・復興対応のための2011年度補正予算の速やかな編成

3. 当面の緊急雇用・労働対策

- ・アスベスト対策など復旧事業における安全衛生対策の強化
- ・被災による休業・一時的離職に対する雇用保険の失業給付特例措置の確実な実施
- ・被災に関連する雇用調整助成金の特例措置の実施
- ・事業所被災による就労困難者の支援体制の確立（ワンストップ相談の実施など）
- ・「訓練・生活支援給付」「住宅手当」など、いわゆる「第2のセーフティネット」に係る予算拡充

4. 「災害弱者」の安全確保と防犯体制の整備

- ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、いわゆる「災害弱者」への迅速な情報提供や安全の確保
- ・夜間や移動中の安全確保及び防犯体制の強化

5. ボランティア受け入れ体制の整備

- ・被災者ニーズの把握・マッチングや被災者の自主組織との連携をはかるためのボランティアの受け入れ体制整備（プラットホーム作り）

6. 統一地方選挙への対応

- ・被災地域を中心とした選挙延期の検討

以上